

あおぞら銀行資金移動サービス（SPC）利用規定

あおぞら銀行資金移動サービス（SPC）（以下「本サービス」といいます。）は、株式会社あおぞら銀行（以下「当行」といいます。）所定の手続を完了した法人（以下「契約者」といいます。）が、電話回線を使用して、当行所定の次の各号のサービスを依頼する場合に利用できます。契約者は、この規定の内容を十分に理解し、承認したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

①照会サービス

照会サービスとは、契約者が自ら占有・管理するパーソナルコンピュータ等の端末機器（以下「端末」といいます。）を通じた振込・振替サービス利用口座の出入金明細や残高の照会に対して応答するサービスをいいます。

②振込・振替サービス

振込・振替サービスとは、あらかじめ指定された契約者名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます。）より振込資金または振替資金（以下「振込・振替金額」といいます。）を引落しのうえ、契約者が指定する当行または他の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）へ入金するサービスをいいます。

第1章 総則・共通事項

第1条（本サービスの利用日・利用時間、利用限度）

- (1)本サービスの利用日および利用時間は、当行所定の利用日および利用時間内（以下「取扱時間」といいます。）とします。
- (2)回線障害、回線工事、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合には、取扱時間中であっても契約者に予告することなく、当行は本サービスの全部または一部を一時停止または中止することがあります。
- (3)本サービスの1日に取扱う他行振込の取引金額の上限および1取引あたりの振込・振替金額の限度は、当行所定の限度内とします。なお、1取引あたりの振込・振替金額の限度については、契約者が当行所定の限度内で指定することもできます。
- (4)当行は、前項の利用限度を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

第2条（手数料）

- (1)本サービスの利用に際しては、当行所定の月額基本手数料（消費税等を含みます。以下同様とします。）がかかります。月額基本手数料は、1ヶ月に満たないサービス提供期間についてもかかります。月額基本手数料は、原則として、当行所定の日に、当行所定の取引関連諸規定（以下「関連規定」といいます。）の定めにかかわらず、通帳、証書、各種請求書、当座小切手その他いっさいの提出を要することなく、契約者の指定する口座（以下「手数料引落口座」といいます。）から自動的に引落します。
- (2)本サービスによる振込・振替の受付にあたっては、当行所定の手数料（消費税等を含みます。以下同様とします。）がかかります。なお、当該手数料について、契約者は一括支払を指定することもできます。この場合、当該手数料の支払は、当行所定の日に手数料引落口座から自動的に引落す方法により行います。
- (3)第14条第(2)項に規定する依頼内容の変更または組戻しの受付にあたっては、当行所定の手数料（消費税等を含みます。以下同様とします。）がかかります。

第3条（届出事項の変更等）

- (1)暗証番号その他の届出事項に変更がある場合には、直ちに契約者から書面その他当行所定の方法により届出てください。
- (2)前項の場合、当行は遅滞なく変更処理を行います。
- (3)当行が前項の変更処理を行う前に依頼を受付けて行った取引により生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。
- (4)届出事項の変更の届出がなかったなど、契約者の責めに帰すべき事由により、当行からの通知または送付する書類等が延着しまたは到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第4条（契約期間）

本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます。）の契約期間は、契約日から起算して1年間とします。

契約者または当行から相手方に対して特段の意思表示がない限り、契約期間の満了日の翌日からさらに1年間継続することとし、以降も同様とします。

第5条（解約・一時停止等）

(1) 任意解約

本契約は、当事者の一方の都合により、相手方に通知することによりいつでも解約できます。

(2) 解約の通知

① 契約者から当行に対する解約の通知は、当行所定の書面によるものとします。なお、解約は、当行の解約手続が終了した後有効となり、その前に生じた損害については、当行は責任を負いません。ただし、当行所定の期間は即時に解約できない場合があります。この場合、当該期間中はこの規定が適用されます。

② 解約の通知を当行が書面により行う場合において、当行が契約者あて解約の通知を届出の住所あてに発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(3) 当行の判断によるサービスの一時停止または解約

当行は、契約者との相互の信頼関係に疑義が生じる事由（本サービスの利用として不適切であるなどをいうが、これに限りません。）が発生したと判断した場合、契約者に事前に通知することなく本サービスの利用を一時停止し、または本契約を解約することができます。

(4) 契約の終了

次の各号の事由が一つでも生じた場合には、本契約は終了するものとします。

① 契約期間が満了したとき

② 前3項により契約が解約されたとき

③ 手数料引落口座が解約されたとき

④ 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する国内外法上の手続開始の申立があったとき

⑤ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分（これに準ずる措置を含みます。）を受けたとき

⑥ 住所変更の届出を怠るなどの契約者の責めに帰すべき事由によって、当行に契約者の所在が不明となったとき

⑦ 前各号のほか、契約者との相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当行が判断したとき、または本サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき

第6条（免責事項等）

(1) 相当の注意をもって第10条第(1)項または第12条第(1)項に定める本人確認を行ったうえは、端末、本人認証情報および依頼内容等について偽造、変造、改ざん、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は、別に定めがあるときを除き、責任を負いません。

(2) 契約者による本サービスの利用に伴い、手数料引落口座または支払指定口座から引落された金額の全部または一部を契約者に返金する場合、当行は、別に定めがあるときを除き、預金利息、損害金をつけません。返金手続の遅延等に伴い契約者または第三者に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3) 次の各場合、そのために契約者または第三者に生じた損害については、当行は責任を負いません。

① 第13条に規定する振込・振替の不能事由が一つでも発生した場合

② 回線・通信網等の経路における盗聴・不正アクセス等、当行の責めに帰することができない事由により、依頼内容等が契約者以外の第三者の知り得るところとなった場合

③ 本サービスの利用による取引内容や残高等について、契約者と当行との間で疑義が生じ、第15条第(2)項による取扱いをした場合

④ 前各号のほか、当行の責めに帰することができない場合

(4) 本サービスの利用において、依頼者が記名捺印した利用申込書、諸届その他の書類に使用された印影と届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、印章またはそれらの書類につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

(5) 当行の責めに帰すべき事由による損害のうち、特別の事情によって生じた損害については、当行の予見可能性の有無にかかわらず、当行は責任を負いません。ただし、当行に故意または重大な過失があった場合はこの限りではありません。

(6) この規定により当行が免責される損害には損失および費用等も含まれるものとします。

(7) 契約者がこの規定に違反する行為または不正もしくは違法な行為によって当行に損害を与えた場合、当行

は当該契約者に対してその損害の賠償を請求できるものとします。

第7条（規定の変更等）

- (1) 本契約におけるサービスの種類・内容等は、当行の都合で改廃することがあります。また、改廃のために、一時的に利用を停止させていただくことがあります。
- (2) 本サービスの取扱時間、利用限度、手数料等は、当行の都合で改廃することがあります。
- (3) 前(1)項および(2)項の改廃および変更については、当行が適当と認める方法および範囲で告知します。
- (4) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (5) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第8条（関連規定の適用）

この規定に定めのない事項については、関連規定により取扱います。

第9条（準拠法・管轄等）

- (1) 本契約および本契約に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。
- (2) 本契約の債務不履行による責任を任意に履行しないで、弁護士費用が発生したときは、当事者は所定の費用を支払うものとします。

第2章 照会サービス

第10条（依頼方法等）

- (1) 契約者は、照会サービスを利用する場合、端末より、支払指定口座の取扱店、種目、口座番号、暗証番号その他の所定の事項を入力してください。当行は、受信した支払指定口座の取扱店、種目、口座番号および暗証番号が届出済の支払指定口座の取扱店、種目、口座番号および暗証番号と一致した場合には、送信者を契約者とみなして応答します。
- (2) 応答後に取引内容の変更または取消があるなど相当の事由がある場合には、既に応答した内容について変更または取消することがあります。
- (3) 機器障害、天災地変等のやむを得ない事由により、応答が遅延したり、不可能となったりする場合があります。
- (4) 照会サービスによる残高通知は、残高証明書としてのご利用はできません。
- (5) 前3項の場合、そのために契約者または第三者に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第3章 振込・振替サービス

第11条（支払指定口座・入金指定口座の届出等）

支払指定口座および入金指定口座は、契約者があらかじめ届出する方法により指定してください。
契約者より届出ていただいた口座を当行が登録することで、振込・振替サービスがご利用いただけます。

第12条（依頼方法等）

- (1) 契約者は、振込・振替サービスを利用する場合、端末より、支払指定口座の取扱店、種目、口座番号、暗証番号、入金指定口座の登録番号、振込・振替金額その他の所定の事項を入力してください。当行は、受信した支払指定口座の取扱店、種目、口座番号および暗証番号が届出済の支払指定口座の取扱店、種目、口座番号および暗証番号と一致した場合には、送信者を契約者とみなして依頼内容を契約者に送信します。
- (2) 契約者は、依頼内容を確認し、端末上の実行ボタンを選択してください。
- (3) 依頼内容は当行が実行承認を受信した時点で確定し、当行から契約者に依頼内容の確定通知（以下「確定通知」といいます。）が送信されます。前項の実行承認を行ったにもかかわらず、確定通知が届かない場合には、速やかに当行（取扱店）に照会してください。
- (4) 当行は、依頼内容が確定次第、振込・振替金額とこれに要する手数料の合計額（ただし、当該手数料につき契約者が一括支払を指定したときは振込・振替金額のみとします。以下「振込・振替金額等」といいます。）を、関連規定の定めにかかわらず、通帳、証書、各種請求書、当座小切手その他いっさいの提出を要するこ

となく、支払指定口座から自動的に引落します。

- (5) 前項による振込・振替金額等の自動引落しの場合、当行は、依頼内容に基づいて振込通知を発信し、または振替の処理を行います。

第13条（振込・振替の不能事由）

次の各号に該当する場合、当行は、振込・振替サービスの依頼はなかったものとして取扱います。

- ① 振込・振替金額等または月額基本手数料その他の手数料が、支払指定口座または手数料引落口座から引落すことのできる金額を超え、所定の時限までに自動引落しをすることができなかつたとき
- ② 支払指定口座または入金指定口座のいずれか一つでも解約済であるなど不存在のとき
- ③ 支払指定口座について、契約者から支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を行ったとき
- ④ 差押等やむを得ない事情があり、当行が振込・振替サービスの依頼を取扱うことが不相当と認めたとき
- ⑤ 入金指定口座への入金ができないとき
- ⑥ 1 取引あたりの振込・振替金額が、当行所定の限度内であるものの、契約者があらかじめ指定した金額を超えるとき、もしくは当該取引日における振込・振替金額の累計額が当行所定の上限を超えるとき
- ⑦ 第5条第(4)項に定める契約の終了事由が発生したとき
- ⑧ 当行が契約者について法令で定める本人確認等の確認を行うことができなかったとき
- ⑨ 通信機器、回線、通信網、コンピュータ等の故障、障害等（通信手段の故障、障害等を含みます。）により、取扱いができなくなったとき
- ⑩ 前各号のほか、当行が取扱いを不相当または不可能と判断したとき

第14条（依頼内容の変更、組戻し）

- (1) 振替取引の場合、第12条第(3)項により確定した依頼内容の訂正、変更、組戻し、取消はできません。
- (2) 振込取引の場合、第12条第(3)項により確定した依頼内容の変更または組戻しは、関連規定に定める手続により行うものとします。この場合、引落し済の手数料は返却しません。

第15条（取引内容の確認）

- (1) 本サービスによる振込・振替の取引後は、通帳等により、速やかに取引内容を照合してください。万一、取引内容や残高等に相違がある場合、直ちにその旨を当行（取扱店）に連絡してください。
- (2) 依頼内容等について、契約者と当行との間で疑義が生じたときは、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

以上

実施日：2020年3月16日